

松阪市人事評価システム導入及び運用保守業務

プロポーザル基本方針

松阪市

松阪市人事評価システム導入及び運用保守業務 プロポーザル基本方針

1. プロポーザル方式を採用する理由

業務委託にあたっては、利用者及び本市にとって効果的で効率的な人事評価システム構築を求めるためには、価格のみの競争ではなく、他の地方公共団体における実績やシステム構成の提案、さまざまな機能の提案など高い企画提案をもつ受託者の適格性が求められる。

公募により複数の業者から企画を提案いただき、審査の上、契約の相手方となる候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施することとする。

2. 期待できる効果

人事評価システムを導入することにより公正・公平な人事評価の促進、人事評価結果の一元的管理等が実現でき、人事評価結果の適切な活用を図ることで質の高い職員の育成を目指すとともに、評価者及び被評価者の人事評価に係る事務の負担軽減及び事務の効率化を図ることで将来的なコスト削減を目的とする。

3. プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式

4. 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

- (1) 松阪市人事評価システム導入業務

契約締結日から令和6年3月31日まで

- (2) 松阪市人事評価システム運用保守業務

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5. プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	令和5年6月26日(月)
参加申請にかかる質問提出期限	7月3日(月)
参加申請にかかる質問回答期限	7月4日(火)
参加申請書等提出期限	7月10日(月)
参加資格審査結果通知日	7月11日(火)

企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	7月25日(火)
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	7月26日(水)
企画提案書及び提案見積書等提出期限	8月1日(火)
参加辞退届提出期限	8月1日(火)
一次審査(書類審査)の実施	8月3日(木)
一次審査(書類審査)結果通知日	8月4日(金)
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	8月21日(月)(予定)
受託予定候補者の決定	9月上旬(予定)
業務委託契約締結	9月中旬(予定)

6. 審査方針等の概要

提出された書類に基づき一次審査を行う。その後、企画提案に関するプレゼンテーションによる二次審査を実施する。

(1) 一次審査(書類審査)について

企画提案書及び提案見積書が6者以上の事業者により提出された場合、一次審査(書類審査)を実施し、上位5者を選考する。応募数が5者以下の場合、一次審査は実施しない。

(ア) 一次審査…非公開

実施日時：令和5年8月3日(木)

実施場所：松阪市役所内(三重県松阪市殿町1340番地1)

(イ) 審査方法

本市が設置する松阪市人事評価システム導入及び運用保守業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)による二次審査(プレゼンテーション審査)の実施にあたり、審査委員会事務局において提出書類の内容で書類審査を実施し、二次審査(プレゼンテーション審査)に進む事業者を5者選考する。

(ウ) 審査結果

審査結果は、令和5年8月4日(金)に参加申請書(様式第1号)に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)について

(ア) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリングの実施)…非公開

実施日時：令和5年8月21日(月)(予定)

実施場所：松阪市役所内(三重県松阪市殿町1340番地1)

※開催日時及び場所については、参加資格審査結果とともに通知する。

実施時間：1事業者約40分（説明25分以内・ヒアリング15分程度）

留意事項：①当日の追加資料は認めない

②プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は予め申し出ること。

(イ) 審査方法

- ・審査委員会において審査を行う。
- ・審査は、企画提案内容と提案見積額の評価にて実施し、「内容評価点」と「価格評価点」を合算した総合評価点が最も高い提案者を受託予定候補者とする。ただし、提案見積額が提案上限額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。なお、二次審査は、一次審査の結果を考慮しない。
- ・総合評価点の最も高い者が2以上ある場合は、以下の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。
 - ①内容評価点が高い者
 - ②内容評価（企画提案）点が高い者
 - ③以上においても同点の場合は、審査委員会の委員の多数決により決定する。
- ・次の要件に該当した場合は、選定基準の対象から除外する。
 - ①選定基準に関する不当な要求等を申し入れた場合
 - ②提出書類に虚偽または不正があった場合
 - ③提出書類等の提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
 - ④複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
 - ⑤提出書類等提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
 - ⑥その他不正行為があった場合

(ウ) 選定結果の通知

選定の結果は、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に書面で通知する。

なお、審査の公正・透明性を図るため選定結果を公表する。